

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

白井市は都心と成田空港のほぼ中間にあたる千葉県北西部に位置し、都心に近いながらも豊かなみどりに恵まれ、印西市、船橋市とともに千葉ニュータウンの中の構成市の1つとなっている。

人口は平成29年度にピークに達し、現在約62,000人であり、今後の推移は少子高齢化時代とともに緩やかに減少していくと見込まれている地域である。

本市の産業は農業が基幹産業であり、梨の作付面積は県内では1位となっており、全国でも有数の梨の産地でもあるほか中小企業を中心とする千葉県最大の内陸工業団地があり、また商業施設も点在し、農業、商業、工業の産業と住宅地のバランスのとれた地域である。

市内の事業者数は商業、工業などあわせ約1,600の事業者があり、その内周辺地域も含め約350社、約22%が白井工業団地に集積している。

白井工業団地は193haあり、約8,000人の従業員が働く千葉県の内陸工業団地では最大の工業団地であるが、約8割の企業が資本金1億円以下の中小企業、小規模事業者が中心である。

昭和42年に造成された白井工業団地では、入居から50年以上が経過した今、企業の経営課題として大手との価格競争やIT、ロボット、IoTなど、今般のテクノロジー革命への対応のほか人材確保、従業員の高齢化、後継者問題、設備の老朽化などが深刻化してきており、労働生産性の向上にも苦慮している企業が多いのが現状である。

本市には平成25年度から施行した産業振興条例があり、市内のあらゆる産業を活性化させ、地域経済の循環を図ることを理念としており、こうした状況への対応、支援などが喫緊の課題となっている。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、設備投資の活発な自治体となり、市内の中小企業の活性化、地域経済の活性化を図ることを目標とする。

これを実現するための目標として、計画期間中に6件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に

関する基本方針に定めるものをいう。)が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

白井市の産業は農業、商業、工業と多様な業種があり、本市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。

したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

ただし、太陽光発電設備等の再生可能エネルギー発電設備については、雇用拡大等の観点から、市内に所在する事業所等(雇用者が常駐するものに限る。)の敷地内に設置されるもののみ対象とする。

なお、この場合における再生可能エネルギー発電設備とは、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)」第2条第3項に規定された「再生可能エネルギー発電設備」を指す。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

白井市の産業は工業団地を中心に事業者が集積しているが、多様な産業が市内全域に広がり、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は白井市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

白井市の産業は、農業、商業、工業と多様な業種に渡り本市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。

したがって、本計画において対象とする業種は全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、ITの導入による業務効率化、省エネの推進、農業分野の技術革新、市町村の枠を超えた域外の海外市場等を見据えた連携等、多様である。

したがって本計画においては、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

中小企業等経営強化法に基づく導入促進基本計画の計画期間は、国が同意した日から2年間(令和7年4月1日～令和9年3月31日)とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

中小企業等経営強化法に基づく先端設備等導入計画の計画期間は3年間、4年

間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ・公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ・市税が不申告（ただし、申告義務がない者を除く）である者、市税を滞納している者、先端設備等を設置する事業所等が都市計画法（昭和43年法律第100号）並びに建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項、第6条の2第1項及び同法第3章の規定に適合する建築物でない者は、先端設備等導入計画の認定の対象としない。